

hot line

平成29年度成人式を開催します

市と市教育委員会は、平成29年度成人式を次のとおり開催します。

■期日 8月15日(火)

■場所 西根地区市民センター

■日程

▶午前8時半から＝受付

▶午前9時半から＝式典

▶午前10時10分から＝記念講演

▶記念講演終了後＝記念撮影

■対象者 平成8年4月2日から9年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人。

①市内の中学校を卒業

②市内に住所を有する人

③これまでに八幡平市(旧西根町、旧松尾村、旧安代町)に住んでいた人で出席を希望する人

①および②(4月30日現在)の対象者には、案



《昨年度の様子》
スーツやドレスに身を包み、一生に一度の成人式を祝いました。友人や先生との久しぶりの再会に話が弾みます

内はがきを送付しています。はがきが届いていない人や③の人は、地域振興課生涯学習係(☎・内線 1152)にご連絡ください。

※当日は、駐車場の混雑が予想されます。乗り合いで来場するなど、ご協力をお願いします。

hot line

後期高齢者医療被保険者証の更新と保険料のお知らせ

◎新しい被保険者証を送付します

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証は、平成29年7月31日まで有効です。そのため、新しい被保険者証を7月下旬にお送りします。有効期限を確認の上、8月1日からは新しい被保険者証をお使いください。

8月になっても被保険者証が届かない場合は、お手数ですが、市民課国保年金係までご連絡ください。

◎減額認定証も更新します

有効期限が平成29年7月31日の減額認定証を持っている人で、世帯全員の所得状況が確認でき、8月以降も交付対象となる人(世帯全員が住民税非課税の世帯に属する人)には、7月下旬に市から新しい減額認定証を送付します。

なお、これから減額認定証の交付を希望される人は、市役所市民課または西根および安代総合支所で申請してください。

◎保険料のお知らせは7月中旬です

保険料は、被保険者ごとに決まり、個人で納めていただくものです。29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

保険料の詳しい計算内容は、届いた決定通知書をご確認ください。

■問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1071)

※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)とは？

住民税非課税世帯に属する被保険者が、交付を受けられます。

入院や高額な外来にかかる時に、この減額認定証を医療機関に提示すると、病院・薬局ごとの窓口負担が自己負担限度額(右表参照)までの支払いとなります。また、高額療養費を申請することで、限度額を超えた差額分が、自動的に指定口座へ振り込まれます。

自己負担限度額表(月額)

所得区分	自己負担限度額表(月額)			
	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
対象診療年月	平成29年7月まで	平成29年8月から	平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	44,400円	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
一般	12,000円	14,000円	44,400円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円		24,600円	
低所得者Ⅰ			15,000円	

hot line 国民年金保険料の免除希望する人は忘れずに申請手続きを行いましょ

■免除申請受け付けています

国民年金には、経済的な理由などで保険料(平成29年度は月額1万6490円)の納付が困難な人のため、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

この制度を利用すると、保険料が免除されたり、後で納められる期間が長くなったりします。

現在、29年度分(29年7月から30年6月まで)の申請を受け付けています。

申請に必要なものは、次のとおりです。

▶印鑑▶年金手帳▶退職(失業)した人は雇用保険受給資格証明書や雇用保険被保険者離職票の写し

■学生納付特例は随時受け付け

学生納付特例(学生で本人の前年所得が一定以下の場合、納付が猶予されます)は、随時、受け付けています。申請には、在学証明書または学生証の写しと印鑑が必要となります。

■問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1070) または盛岡年金事務所(☎019-623-6211)

hot line 林業新規就労者と雇用主を支援します

市は、林業新規就労者と雇用主に補助金を交付します。

■対象者 ▶林業新規就労者(新規就労者)=過去に林業に従事した経験が1年未満で、かつ、当年度に新たに林業事業体に林業就労する人▶林業事業体(事業体)=森林施業、製材を主たる業務とする法人

■条件 ▶新規就労者=補助を受ける年度の前年度3月31日時点で40歳以下であり、かつ市内に住所を有する人。また、納期の到来した市町村税を完納していること▶事業体=市内に事務所又は事業所を有し、林業新規就労者を月給制の通年雇用

し、社会保険制度に加入させること

■補助内容 ▶新規就労者=月額3万円を交付。また、市内に所在する貸家に居住する場合、家賃の2分の1の額を補助(上限2万円)▶事業体=新規就労者1人当たり月額2万円

■期間 最長2年間

■申請と交付決定 申請書と必要書類を添えて、申請ください。交付決定後、通知します。

■その他 補助期間中の就労状況を報告する必要があります。また、その他にも条件がありますので、まずはお問い合わせください。

■問い合わせ先 農林課林業係(☎・内線1338)

hot line 8月から高額介護サービス費の基準となる自己負担の上限額が変わります

一部の対象世帯で「高額介護サービス費」の基となる自己負担の上限額が、8月利用分から下の表のとおり変更になります。

■問い合わせ先 盛岡北部行政事務組合賦課給付班(☎74-2716)

表 自己負担の上限額(月額)

7月利用分まで		8月利用分から	
対象者	上限	対象者	上限
現役並み所得相当の人がいる世帯	世帯4万4400円	一般世帯(住民税を課税されている人がいる世帯)	世帯4万4400円
一般世帯(住民税を課税されている人がいる世帯)	世帯3万7200円		
世帯全員が住民税非課税	世帯2万4600円		
・【課税年金収入+合計所得金額】が80万円以下の人 ・老齢福祉年金を受給している人	個人1万5000円		
生活保護の受給者など	個人1万5000円		

変更

変更なし

ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の利用者負担割合が1割の世帯は、年間44万6400円(3万7200円×12カ月)の上限となり、年間を通しての負担額が増えないこととなります。(3年間の時限措置)

hot line 八幡平市コミュニティバス いつもご利用ありがとうございます

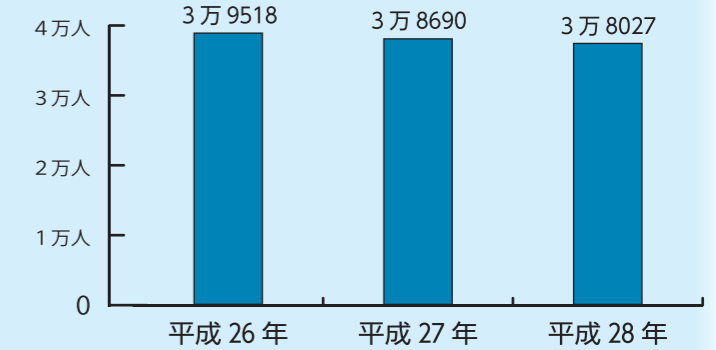
八幡平市は、市民の日常の生活交通の確保・維持を目的に、コミュニティバスを運行しています。平成28年度までの利用状況は右の図のとおりです。

28年度の運行経費は、西根・松尾地区コミュニティバスで5,620万800円、安代地区コミュニティバスで1,716万円です。

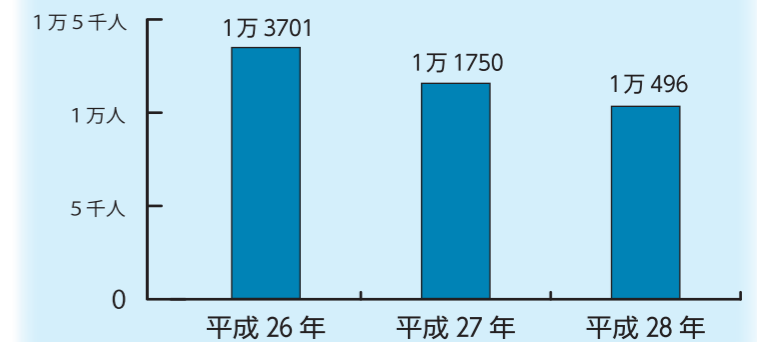
今後とも、市民の皆さんが利用しやすい公共交通機関として、コミュニティバスを運行していきますので、ぜひご利用ください。

■問い合わせ先 地域振興課地域振興係(☎・内線1143)

■西根・松尾地区コミュニティバス利用実績表



■安代地区コミュニティバス利用実績表



西根・松尾地区コミュニティバスは、東北防衛局の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して運行しています。



hot line 市営住宅の入居者を募集します

市は、右表に示す市営住宅への入居者を次のとおり募集しています。

募集期間中に必要書類を市役所建設課に提出し、審査を受けてください。審査を受けない場合や書類に不備がある場合は、受け付けできません。

■募集期間 7月13日(木)から8月1日(火)まで

■申込書の配布場所 市役所建設課、西根・安代総合支所

入居者は、住居に困っている度合いの高い人から決定し、順位を定めるのが難しい場合は、抽選で決定します。

■問い合わせ先 建設課建築係(☎・内線1303)

※ 敷金は、入居時家賃の3カ月分です。
※ 市営住宅では、近隣や他者への迷惑となる恐れがあることから、動物(ペット)の飼育は認められていません。
※ 申込者または現に同居する、もしくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

■入居者を募集する市営住宅

(1)公営住宅				
住宅名	募集戸数	建築年度	間取り	単身入居
仲町第二住宅	1戸	平成3年	3DK	不可
町裏第二住宅	2戸	平成4年	3DK	不可
町裏第三住宅	1戸	平成8年	3DK	不可
町裏住宅	2戸	平成28年	3LDK	不可
柏台第一住宅	24戸	昭和60~平成元年	2LDK	不可
時森住宅	2戸	昭和56、57年	3K	可
湯沢住宅	1戸	平成6年	2LDK	不可
(2)コミュニティ住宅				
住宅名	募集戸数	建築年度	間取り	単身入居
コマクサ	2戸	昭和56年	2DK	可
	4戸		3DK	不可
ニッコウキスゲ	1戸	昭和57年	2LDK	不可
チングルマ	1戸	昭和57年	2LDK	不可
4号棟	2戸	昭和62年	2LDK	不可
(3)特定公共賃貸住宅				
住宅名	募集戸数	建築年度	間取り	単身入居
湯沢住宅	4戸	平成7・8年	2LDK	不可